

石川県立羽咋高等学校生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は石川県立羽咋高等学校生徒会と称す。

第2章 目 的

第2条 本会は、生徒の自主的な集団活動を通して石川県立羽咋高等学校の発展を図り、学校並びに地域社会と協力して、全校一致、理想的な学園の確立を目指し、会員の人格完成を期することを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会は特別会員、普通会員をもって構成し、特別会員は教員、普通会員は生徒とする。

第4章 議 会

第4条 議会は生徒会四役、各委員会委員長、ホームルーム会長並びに生徒会顧問によって組織される。

第5条 議会は本会最高の議決機関である。

第6条 あらゆる業務報告、決議修正はこれらの議員により学校全体に伝達しなければならない。

第7条 本議会の議長は生徒会長または副会長とする。

第8条 議長は総議員の4分の1以上の要求があった場合は議会を招集しなければならない。

第9条 議会は総議員の3分の2以上の出席がなければ議会を開き議決する事は出来ない。但し会議の延長は議員の出席数に関係なく事が出る。

第10条 議会は特別な場合を除いては出席議員の過半数でこれを可決し、可否同数の場合は議長の決による。

第11条 議会は公開を常とする。

第12条 議長は議会を主宰する。

第13条 議員の任期は半年とするが再選を妨げない。

第5章 役 員

第14条 本会は会長、副会長、書記、会計の役員を置き、この役員選挙はその会期の始めに全会員の無記名投票により行われる。会長以外の立候補者なき場合は新会長が他の役員を選出し議会の承認を受ける。また会長立候補者なき場合は議会が選挙管理委員会の委託を受け責任をもって選出する。前任者が退任の場合でも後任者が決まるまで業務を行う。

第15条 各役員の任期は半年とするが、再選を妨げない。

第16条 会長は生徒会の行事計画につき会員に対して責任を持ち、その指導に当たる。また、その会期初の議会において執行計画を全員に対して明示しなければならない。

第17条 副会長は会長を補佐し、各委員会への連絡責任者とする。

第18条 書記は役員名簿、議会の議事録の作成、通信文等の保管に当たる。

第 19 条 選挙管理委員会のもとに全選挙者の3分の2以上の署名による要求があった場合、会長、副会長、書記、会計は辞任しなければならない。この場合、2週間以内に全校選挙し、新役員を選出する。

第6章 委員会

第 20 条 生徒会には、文化、体育、応援、保健、美化、選挙管理、図書委員会がおかれる。

第 21 条 各委員会は原則として2名以内の顧問を置く。

第 22 条 各委員会は議会の決議に基づいて自主性ある運営行動をなさねばならない。

第 23 条 文化、体育、応援、保健、美化、図書委員会は各ホームルーム2名、選挙管理委員会は1名選出された委員により組織し、委員長は委員互選により、各委員会の関係する行事の企画、執行にあたる。

第7章 執行部会

第 24 条 執行部は役員、委員会の委員長で組織する。

第8章 応援団

第 25 条 本会応援団の団員は、全生徒会員をもって組織、次のような役員を置く。

団長、副団長、リーダー、特別役員（生徒会四役）

第 26 条 リーダーは各ホームルーム2名の応援委員で構成し、会長が必要と認める場合、若干名の有志を団員から指名し、リーダーに加えることができる。

第 27 条 団長・副団長は、リーダーの中から互選され、会長がこれを委託する。また特別役員はその運営に協力する。

第 28 条 団員を対象とした練習日程については、会長の同意を経て実施する。また応援出動、壮行式については会長の同意、顧問の承認を経て必要あるときに行う。

第 29 条 リーダーがその年度内において辞任しようとする時は、リーダーの過半数の承認を得なければならない。また全団員の過半数、議会の過半数、リーダーの過半数のいずれかによる辞任要求があった場合も辞任しなければならない。

第9章 部

第 30 条 部には必ず顧問を置く。

第 31 条 部には1名の部長を置く。部長は部を代表してその活動を推進する。

第10章 顧問

第 32 条 生徒会顧問教員は、校長より任命された生徒指導教員若干名ももって組織する。

第11章 最高決定権

第 33 条 校長は生徒会の活動においてそれが学校運営及び生徒会指導に障害を及ぼし、または校長的法的責任をおかす様なことがあると認めた場合は、これを指導し拒否する権利を有する。

第12章 修 正

第34条 会則の修正は

- 1 議会の3分の2以上により可決され、
- 2 全会員の4分の3以上に承認され、校長に承認されて成立する。

第13章 会 員 承 認

第35条 本会々則は議会の3分の2以上により可決され、さらに全会員の4分の3以上の多数決により承認され、次に校長により許可されれば直ちに施行される。

第14章 選挙管理委員会

第36条 選挙管理委員会（以降「本会」という）は、各ホームルーム代表者1名をもって組織し、委員長、副委員長は委員の互選による。任期は1年とし、その年度内における役員選挙を司る。

第37条 本会委員が被選挙人となった場合、または立候補者の運動員となった場合は直ちに辞任しなければならない。

第38条 生徒会役員に立候補しようとする者は本会の公示に従い、規定の日時までに5名以上の推薦人の連署を得て届出なければならない。

第39条 信任投票は対立候補者のいない場合のみ実施し、その日程については、本会の定めるところによる。

第15章 会則に関する施行細則

第40条 生徒会々則の範囲内で会議の承認を得て施行細則を定めることができる。

（附表） 主な組織一覧

1. ホームルーム役員

会長1、副会長1、書記1、会計2、文化委員2、体育委員2、選挙管理委員1、保健委員2、美化委員2、応援委員2、図書委員2とする。

2. 生徒会議会

（1）役 員

会長1、副会長2、書記2、会計2

（2）委員会

文化、体育、選挙管理、保健、美化、応援、図書

（3）各ホーム会長

3. 部

（1）運動部

①野球 ②陸上競技 ③卓球 ④バスケットボール ⑤バレーボール ⑥サッカー
⑦バドミントン ⑧柔道 ⑨剣道 ⑩弓道 ⑪ソフトテニス ⑫なぎなた ⑬空手道

（2）文化部

①新聞 ②吹奏楽 ③英語 ④JRC ⑤茶華道 ⑥美術 ⑦生活情報 ⑧軽音楽